

あつたこだわり隊

【厚田区特産品販売の現況】

厚田区は基幹産業である農業、漁業が盛んで、農産物、海産物など様々な特産品が豊富であり、その特産品は主に市場や系統出荷で行われている。現在漁業では「厚田港朝市」において海産物や加工品の販売がシーズンを通して行われにぎわっているところではあるが、農業に関しては農産物を消費者が買い求めることができる直売店舗が厚田には少なく、今ひとつ農産物の地元販売が行われていない。

また、漁業・農業・商業・観光等含め、連携を図りながらの取り組みや事業の展開が図られていない現状もある。

【隊のコンセプト】

厚田区特産品販売等の現況を踏まえ、厚田区内の生産者、消費者、販売者、農業関係団体等が結集し、「厚田の土地」にこだわり、「厚田の味覚」にこだわり、「厚田らしさ」にこだわって、地元野菜等の安全性、新鮮さ、おいしさを広める取り組みや厚田のすばらしさを再認識できるような場や厚田の良さをPRできる取り組み、さらには漁業、商業、観光等との調整・連携を図りながら、共に持ち味を出し合い、区全体で地域を盛り上げるため、こだわり隊は立ち上がる。

【隊員としての心得】

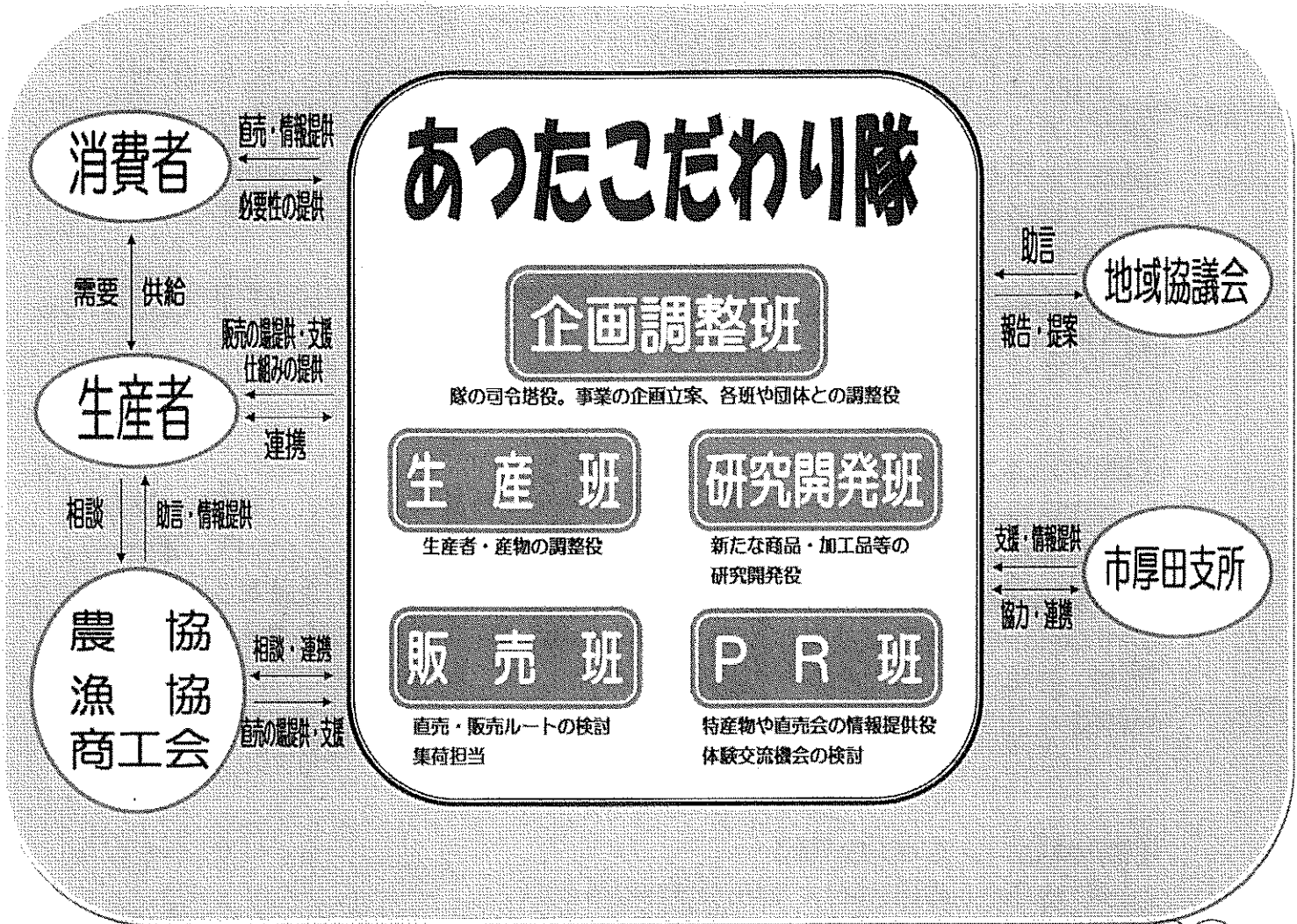
- 一、ふるさと厚田を愛し、厚田が好きであること
- 一、何事にも楽しく、元気に取り組むこと
- 一、隊の目標をしっかりと意識し、行動すること
- 一、作戦会議では、積極的に意見、持ち味を出し合い、意見に対し否定しないこと
- 一、常に感謝の気持ちを忘れず、仲間、家族を大切にすること

【想定されるミッション】

- 区内各施設やイベント（JA駐車場、厚田公園まつりなど）を活用した直売の検討
- 農産物を使ったレシピの作成検討
- 農業、漁業体験の機会（交流含め）検討
- 農産物の収穫カレンダーの作成の検討
- 生産者・消費者・販売者の関係を探る
- 販売ルート（ネットなど）を検討

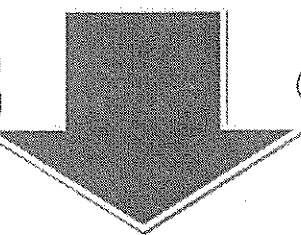


あつたこだわり隊【目指す姿】



夢

想い



魅力

活力

厚田の土地

厚田の味覚

厚田らしさ

厚田こだわりのまちづくり

総括と今後の方向性

<23年度総括>

- ① 地域住民参加協力のもと「自分の命を自分が守る」意識の中で、これまで協議検討が行われてきた。
- ② 今年度23年度は、今ある現状の中でいつ起こるとも分からない災害に備え、万が一の時、どう対処するかを、自助・共助・公助の観点から検討が進められた
- ③ この検討成果は25年3月末までに最終的にまとめ上げ、厚田区全世帯に配布することを目標とし、万が一災害が起きた時、地域と一体となり創り上げた、この『厚田地区防災計画』が役立ち、一人でも多くの人命をつなぐ・守るとの想いを込め、さらには今後も引き続き地域住民と一体となり避難訓練等の実施重ね検証を進め、地域の実情に即した理想的な防災計画の完成を目指し、今後も進めて参ります。

詳細については 別紙2 参照

<24年度に向けた取り組みスケジュール>

- | | |
|--------|---|
| 24年 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の ①日程 ②目的 ③手順 の詳細協議 ・地震をテーマとしたワークショップの開催 ・最終避難所全区民周知（町内会長経由）・備蓄品移動 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 |
| ～6月 | <ul style="list-style-type: none"> ☆これまでの検証 ☆理想の姿を描き出す |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルの策定 |
| ～9月 | <ul style="list-style-type: none"> ☆地区単位で協議検討 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終取りまとめに向けた準備 |
| ～12月 | |
| 25年 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終取りまとめ |
| ～3月 | |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・厚田地区防災計画冊子 各戸配布予定 |

地区	開催状況	世帯数	要援助者数	最終避難場所 (海拔)	意見 (意識・アイデア)			今後の方向性			
		町内会数	23.12末現在		① 心構え	② 役割・決めごと	③ アイディア	④ 避難所運営のあり方	⑤ 避難所(備蓄品含)の考え方	⑥ 避難訓練	⑦ 現時点での周知内容
厚田	5回	337世帯	29人	厚田中学校 22m	●避難時は徒歩で… ●海・川から離れるルート選定を ●まずは自分、家族の命、余裕があれば隣近所への声かけを ●避難して何もしなければ良しとする気持ち ●サイレン、避難勧告、指示が出たら…すぐ避難することを心がける	▲要援助者の支援は町内会単位で検討すべき	■電柱に ①避難場所 ②伝言ダイヤル番号 を標記しては… ■年に一度町内会単位で避難場所、避難路などを確認し、災害に対する意識高揚を図るべき ■避難図面に海拔を記入しては…	◎避難所参集者でマニュアルに従い運営を図るべき ◇自分でやらなければいけないという意識を持つことが大事 △行政を頼っていてもダメ	◎津波、地震で避難場所を分けて一本化する方が、混乱を招かないのでは… ○自らの判断で… まずは自分の命を守る、つなぐ避難を…その後、落ち着いたら最終避難所へ	◎地区単位 かつ、各町内会2~3割の参加で進めては… ○訓練の目的を明確にして検証すべき △5~6月頃に実施しては…	◎最終避難場所
	81名	13町内会									
古潭	4回	51世帯	0人	沢田建設 36m	●豪雨等による河川の増水時は橋を渡れないケースも考えるべき		■防災無線 宅内戸別だけ流すのではなく、屋外拡声器も同時に流すべき ■避難訓練 冬期間の訓練での検証も必要	◎避難所運営は参集者でまずは行う	◎高齢者にもわかりやすく、混乱を招かないよう、一本化する	◎小さい単位で訓練をすべき	◎最終避難場所
	34名	7町内会									
望来	8回	175世帯	40人	戸田墓園 41m	●津波に向かって逃げない ●まずは近くの高台(山)などに避難、その後どこに集まるか確認しておくことが大事では… ●正確な情報の収集が大切 ●防災無線は情報収集に欠かせない手段である ●自分の身は自分で守る	●行政に頼らず住民全員が防災意識を持つことが大事 ▲防災グッズ、非常食の準備 ▲火事を出さない ▲各自避難場所の確認	■電柱に ①海拔を標記しては… ■避難訓練時に非常食の試食を行っては…	◎避難所運営は参集者で…行政に頼っていてもダメ □運営マニュアルは大枠で考える事がより現実的でないか	○自らの判断で… まずは自分の命を守る、つなぐ避難を…その後、状況を見て最終避難所へ ▽備蓄品は津波の影響を受けない高台へ移動することは良い	◎集落単位で実施するのが良い	◎最終避難場所
	128名	10町内会									
聚富	9回	248世帯	41人	聚富小中学校 60m	●八幡、緑が原住民は高岡方面に殺到することが想定され、国道から聚富の高台へ避難する方が良いのではないかと ●地震時は避難する意識を持つことが大切では…	▲防災意識を高める事が大事 ▲班ごとに要援助者の対応を検討する必要があるのでは…	■避難図面に海拔を記入しては… ■避難訓練時、避難場所に備蓄品を並べ見せるとよいのでは… ■避難訓練時に非常食の試食を行っては…	◎避難者にて運営する方向性で進めるべき ◎避難者自身で運営した方が、色々避難生活上で生じる問題点等を整理できるのではないかと □運営マニュアルはあまり細かい項目はいらぬ	○自らの判断で… まずは近間の避難場所へ…その後、状況判断をしながら、最終避難所へ	◎虹ヶ原地区と聚富地区に分けて実施するのが良いのでは…	◎最終避難場所をしっかりと知らせるべき
	120名	8町内会									
発足	4回	28世帯	2人	発足会館 59m	●津波の影響はないが、「山津波」の警戒が必要 ●まずは自分の身を守る ●自己判断で避難することも大切 ●日頃から家族間で災害に対する話しをすることが大事では…	▲地域内で年齢、世帯構成など一覧表にまとめ全体で把握しておく(地域の承諾が必要)	■年に一度は地区内で防災について確認する機会を設けるべき… ■各施設に海拔を標記しては…	◎参集者で必然的に運営が始まるはず…行政に頼らず、自らが行うこととなるのではないかと	◎避難所を1次、2次などと設定すると混乱を招くので…発足は発足会館(=最終避難所)	◎1回目は町内会などの小さな範囲で行う方が良い ○時間帯や要援助者の関係など色々な事を想定した取り組みが必要ではないか	◎最終避難所は『発足会館』
	41名	1町内会									
濃昼	4回	17世帯	5人	濃昼神社 16m	●川から離れ橋を渡らず避難すべきでは… ●「てんでんこ」家族を信頼し、自分の身は自分で守る 自主避難の意識が大事では… ●状況によっては、まずは高台へ逃げる事を考えるべき	▲バラバラに逃げても…最後は神社に集合 ▲避難場所は厚田地区(国道待避所)と浜益地区(神社)の2箇所 ▲避難時は高齢者へ声かけする	■避難グッズの紹介をすべき	◎地域住民による運営を行う □災害時は行政に頼らず、自ら行動し運営を行う	▽備蓄品は津波の影響を受けない高台(神社)へ移動することは良い	◎地区別で実施すべき	◎避難場所は基本は最終避難所『神社』 ▽状況により厚田地区→国道待避所 浜益地区→神社
	21名	2町内会									
計	34回	856世帯	117人				■電柱を活用した情報の提供(①海拔 ②避難場所 ③伝言ダイヤル番号などを標記) ■避難図面に海拔を記入 ■訓練時に備蓄品の紹介 ■年に一度は防災意識の高揚を図るための行動を行う	◎避難所運営は行政に頼らず、避難所参集者で運営を図るべき □運営マニュアルはあまり細かい項目はいらぬ 大枠の整理とすべき	◎混乱を招かぬよう避難所周知は一本化すべき ▽備蓄品は津波の影響を受けない高台へ配備すべき ○まずは自分の命を守る、つなぐ避難を(自己判断のもと)…その後『最終避難所』への考え方とすべき	◎地区、集落単位で実施すべき ○目的、検証項目を明確にし、実施すべき	◎備蓄品整理後…最終避難所・避難経路を末端の町内会員へ図面により周知すべき
	425名	41町内会									

厚田地区防災会議

24. 2. 1

～最終とりまとめイメージ～

- 第1章 はじめに … ①策定に至る経緯 ②策定の目的 ③現状と今後
- 第2章 避難場所 … 自宅と避難所の確認（※危険箇所写真添付予定）
- 第3章 家族で確認 …
- ①家族間の役割 → お年寄り障害者がいる場合の家族の役割
我が子が学校・保育所にいる場合の確認
家族がバラバラになって時の連絡方法
 - ②家屋内のチェック → 家具の転倒・落下物の確認対策
家屋内の安全箇所の確認
 - ③連絡方法・集合場所 → 家族間で話し合い共有する
集合場所を決めておく
 - ④非常持出品 → 荷物を最小限にまとめリュックに…（背負ってみる）
 - ⑤避難所の備蓄品 → 備蓄品リスト（写真にて紹介）
 - ⑥自主防災組織と配備資機材 → 組織紹介、資機材リスト（写真紹介）
- 第4章 災害に備える基礎知識
- ①情報収集 → 戸別防災無線の活用、テレビ、ラジオ
※正しい情報の確保と自ら判断し避難する意識
 - ②サイロ 避難勧告・指示 → 決められた避難場所へ
※避難して何もしなければ良しとする気持ち
助け合い → 余裕があれば隣近所にも声かけを…
 - ③災害伝言ダイヤルの活用 → 『171』や『災害伝言板』の活用
 - ④津波の可能性 → マグニチュードが『大きい』 震源が『浅い』
※東日本大震災時 ⇒ M9 震源の深さ 24m
 - ⑤ドクターヘリポート → 区内 8 箇所のヘリポート紹介
- 第5章 避難情報の種類と意味
自主避難 避難勧告 避難指示
- 第6章 要援助者と住居者台帳集計結果
調査結果と今後の更新管理について

第7章 避難所組織体制

運営マニュアルの確立

避難所のあり方

第8章 各地区ワークショップまとめ

第9章 24年度進め方

避難訓練 → ・机上の検証 ・要援助者の確認と対策

・それぞれの役割の確認

理想の姿 → 課題と対策

避難所運営マニュアル作成 → 組織と役割

防災意識の高揚 → パワーポイント・ビデオの作成

地域自治区今後のあり方②について

1. <スケジュール>

①本日 (2/28) ⇒ 配布資料1 (No.1~No.8) の資料から意見を頂く
今後の『判断材料』を洗い出す場

※ 出された意見に対する、反論・批判はできません

②3/15~22日 ⇒ 地域振興事業 実施 団体・組織との意見交換

- 3/15(木) → 厚田資料室サポートの会
- 16(金) → 地域教育分科会
- 19(月) → あったライフサポートの会
- 21(水) → 厚田区自治体育振興会
- 22(木) → 厚田アクアレーン実行委員会

③3/23 ⇒ 意見の取りまとめ (事前資料配布)

④次回 (3/29 予定) ⇒ 3月地域協議会

《振り返り》

『地域自治区制度の目的・役割』

『地域づくりを進める上で、市や地域協議会の役割は何だったのか』

《再確認・洗い出し》

『達成した理由・要因』 『達成できなかった理由・要因』

『課題克服に必要な要因』

2. <会議の目的・ねらい>

① 厚田区地域協議会として

『今後の地域自治区のあり方』の方向性を導き出す

② 石狩市全体として

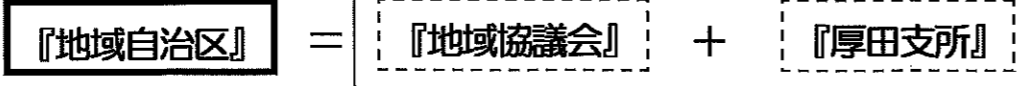
『今後のあるべき姿』を検討するための判断材料をまとめ上げる

地域自治区のイメージ（[旧] 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5）

資料 F

○「地域自治」の選択肢 ～ ①地域自治区 ②合併特別区 ③地域審議会 ④設置しない

合併協議会により決定



○「地域自治区」の設置

・地方自治法

～ 全エリアに設置、期限の定めなし

・[旧] 市町村の合併の特例に関する法律

～ 一部エリア（旧市町村単位）に設置可能

一定期間 ⇒ 10年（合併協議会により決定）

※『新市建設計画』に合わせている。（地方交付税・地方債の特例 10年）

①【合併協議会からの“附帯意見”】

『合併の特例による地域自治区の設置期間において、新市全体における地方自治法による地域自治区の設置を検討されるよう期待する。』

※1 厚田・浜益に置かれた地域自治区は、先駆的なモデル的なもの

※2 地方自治法による市全体で実施するための 検証期間



市全域での実施を目指し検証をする。

②

地域自治区

- ・合併前の厚田村、浜益村の区域に設置
- ・設置期間は10年（H17.10～H27.9）
- ・行政組織と位置付けられている

★地域自治区の理念 ～ 住民自治の推進 ⇒ “補完性の原則” に基づく市民の意志を反映した地域経営や特色のある地域事務『市民と行政の協働』

★行政依存型 から 提案型 へ ⇒ 住民の『創意』と『責任』

③

地域協議会

- ・地域の意見を地域づくりに反映させる重要な組織
- ・地域自治区の議会ではなく、地域づくりのための審議会的な組織

- 15名以内の委員をもって組織（団体推薦者・識見者・公募）
- 会長及び副会長を1人置く
- 地域協議会の権限（地方自治法202条の7）
諮問されたもの又は必要と認められるものを審議し、市長等に意見を述べることができる
(1) 地域自治区所管事務
(2) 市町村が処理する地域自治区内に係る事務
(3) 地域自治区内の住民等の連携強化
- 意見聴取事項（協議書第6条）
(1) 新市建設計画
(2) 過疎地域自立促進計画
(3) 地域振興のための基金の活用

【具体的な役割】

- 地域住民の意見・アイデアを聞き取り、情報を共有する。
- 住民と行政との協働による可能性を探る。
- IとIIを合わせて、責任ある地域経営と特色ある地域づくりの方向性を定める。

【委員としての役割】

地域住民の夢や想いを聞き出しその実現に向けたお手伝い・サポートをすること

④

事務所

- ・コーディネーター、プロデューサー役（住民の地域づくりへの熱い思いを実現させるべく“お手伝いさん役”）

【支所の役割】

- 地域住民の意志を反映した効果的な行政を行う。
- 地域協議会の意見を正確に本庁に伝達する。
- 地域協議会と一体となって協働で地域づくりを推進していく。

連携

協働

●住民自治とは・・・

地方公共団体の事務（行政）を住民の意思に基づき行うこと。

●補完性の原則

個人が自ら実現できることは個人が行い、個人ができないことを地域住民等（住民・町内会・NPO・コミュニティ組織など）といった小さな単位が行う。さらに小さな単位で不可能なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくこと。

市長

委員の選任

諮問

意見

住民
・
町内会
・
NPO
・
コミュニティ組織